

## 都市ガス小売の全面自由化について（お知らせ）

加治木ガス株式会社

日頃より加治木ガスをご利用いただき誠にありがとうございます。

さて、平成 29 年 4 月からガス事業法が改正され、都市ガス小売の全面自由化が実施されることとなり、都市ガスをお使いの全てのお客様が都市ガスの購入先を自由に選択することができる制度となります。

これまで当社は、一部の大口契約を除き、経済産業大臣の認可を得て（もしくは届け出て）ガス料金を設定していましたが、今後はこのような行政手続きが不要となります※。

※お客様が確実にガス供給を受けられることを目的として最終保障供給の制度も併せて措置されています（改正ガス事業法第 51 条）。最終保障供給をご希望のお客様は、当社へご連絡ください。

今後、料金を含む契約条件を変更する場合には、事前に説明を書面の交付等により行います。

また、都市ガス小売全面自由化に伴い、お客様の都市ガスの契約場所を特定する番号として、「供給地点特定番号」（10 桁）が設定されますが、この番号は、「ご使用量のお知らせ（検針票）」などでお知らせいたします。

今後もお客様にお喜びいただける新料金プランや新サービスを順次拡大していくべく精一杯努力してまいります。今まで通り都市ガスを通じて安心・安全をお届けして参りますので、加治木ガスをご愛顧賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

（注）なお、**平成 29 年 4 月以降も引き続き、加治木ガスとご契約いただける場合は、お手続きは不要**です。

## ご契約中のお客様へ

平成 29 年 3 月 31 日時点で一般ガス供給約款及び選択約款にご加入いただいているお客様につきましては、今般のガス事業法令の改正に伴う制度変更により、平成 29 年 4 月以降、ご契約内容を一部変更させていただきます。

### 対象契約種別

一般ガス供給契約、選択約款 時間帯 B 契約

### 変更のポイント

- ① 他のガス小売事業者への契約切り替えによる解約について規定しました。
- ② ガス工事を申し込む方は、一般ガス導管事業者が別途定める契約条件に基づき、一般ガス導管事業者に申し込みをしていただきます。
- ③ 当社は、各種約款を変更することがあります。お客様は、変更後の各種約款に異議がある場合、解約することができます。（期間の定めのある契約においては契約期間中であっても同様といたします）
- ④ 各種約款の変更（契約期間の延伸を含みます）の際は、その変更内容や新たな契約期間をお客様にお知らせいたします。その際、供給条件の説明を、書面の交付、インターネット上での開示または電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法により行い、当該変更をしようとする必要事項のみを説明し、記載します。
- ⑤ その他、今般のガス事業法令の改正に伴う制度変更により、各種約款を変更しています。

※変更後の供給条件（約款）は当社ホームページへ掲載しておりますので、ご覧ください。

（書面をご希望のお客様は、当社へご連絡ください。）

※**上記変更内容をご承諾いただける場合は、特段のお手続きは不要**です。

変更内容にご承諾いただけない場合は、お手数ですが、平成 29 年 3 月 31 日までに、当社へご連絡ください（解約の手続きを取らせていただきます）。

## （ご参考）ご契約内容の概要について

### ■ 料金単価表 現行料金からの変更はありません。

契約種別	区 分		定額基本料金 (円)	流量基本 料金単価 (円/m <sup>3</sup> /h)	昼間基本 料金単価 (円/m <sup>3</sup> )	夜間基本 料金単価 (円/m <sup>3</sup> )	基準単位料金 (円/m <sup>3</sup> )
一般契約	A	0～13 m <sup>3</sup>	639.3600	—	—	—	218.6181
	B	13～136 m <sup>3</sup>	1,031.4000	—	—	—	188.5014
	C	136～2000 m <sup>3</sup>	5,940.0000	—	—	—	152.4148
	D	2000 m <sup>3</sup> を超える	129,600.0000	—	—	—	90.5848
時間帯B契約	1 種		324,000.0000	226.5119	14.7708	7.8170	52.8446
	2 種		39,960.0000	226.5119	14.7708	7.8170	61.1764

- 上記の料金は早収料金（すべて税込）です。支払義務発生日（検針日等）から 20 日経過後にお支払いいただく場合には、遅収料金（3%割増）となります。
- 実際に適用する単価（円/m<sup>3</sup>）は、基準単位料金に平均原料価格の動向を加味して毎月決定されます。
- ガス料金は、口座振替、クレジットカード払いまたは払込みの方法により、支払義務発生日の翌日から起算して 50 日目（支払期限）までにお支払いいただきます。支払期限を超過してもガス料金のお支払いがない場合、ガスの供給を停止させていただくことがあります。
- 詳細は、当社ホームページへ掲載しておりますので、ご覧ください（書面をご希望の場合はご連絡ください）。

(URL : [www.kajikigas.co.jp](http://www.kajikigas.co.jp))

### ■ 契約変更時の取扱いについて

当社は、契約期間中であっても、各種約款を変更することがあります。お客さまは、変更後の各種約款に異議がある場合、解約することができます（変更のポイントを参照ください）。

### ■ ガスの購入先を変更することに伴う解約の手続き

お客さまがガスの購入先を当社から他のガス小売事業者に切り替える場合には、新たなガス小売事業者に対し契約の申込みをしていただきます（当社への解約のお申し出は不要です）。

※引越し等の理由によりガスの使用を終了する場合には、従来どおり当社にご連絡いただきます。

【お問い合わせ先】 加治木ガス株式会社 総務部 TEL : 0995-63-3151  
 鹿児島県始良市加治木町港町 1 3 1 番地  
 受付時間 9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0